

平成20年度 南丹市事業評価表 (平成19年度 実施事業)

事業CD. 4230 事業名: 高齢者福祉サービス事業
 細事業名: 軽度生活援助サービス事業

政策体系上の位置付け (参考) 平成20年度～ 総合振興計画実施事業

政 策: 第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る
 基本施策: 4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する
 主な施策: (5) 高齢者が安心して暮らせる自立支援

所管部署名
 部局名: 福祉部
 課名: 高齢福祉課

科目CD. 1030104 作成日 平成20年10月28日

事業分類: B:ソフト事業
 新規事業 時限事業 (平成 年度迄)

実施根拠 (法令、条例等)
南丹市高齢者等生活支援事業実施要綱

事業運営方法 直営 一部委託 全部委託 補助等

委託先 民間 三セク NPO 学校 自治会・地縁団体
 その他 (南丹市社会福祉協議会・南丹市福祉シルバー人材セン)

事業概要	
◆ 課題・目的 (どのような課題を解決するために実施した事業なのか)	日常生活上の援助が必要な高齢者に、軽易な生活援助サービスを提供し、自立した在宅生活を支援する。
◆ 活動内容 (具体的にどのような活動を行ったのか)	生活支援サービスを提供し、自立した在宅生活を支援した。
◆ 対象 (この事業を実施するにあたり、ターゲットとした者(物)は何か)	おおむね65歳以上の独居または高齢者世帯の方で、日常生活に支援を必要とする人 (要支援・要介護者を除く)
◆ 結果 (この事業を実施したことにより、どのような効果または結果が得られたのか)	自立した在宅生活を支援することができた。また、要介護状態への進行防止が図れた。

指 標		単 位	18実績	19実績	20予算	21計画
活 動 指 標	① 登録利用者数			精 査 途 中		
	②					
	③					
	④					
	⑤					
対 象 指 標	① 高齢者数			精 査 途 中		
	②					
	③					
成 果 指 標	① 実利用人数			精 査 途 中		
	② 延べ利用回数					
	③					

市民や議会等からの要望・意見 (要望や意見の内容とその内容を確認した手段は何か)

特記事項なし

近隣市町村や民間企業での同種事業の実施状況

近隣市町においても同事業実施

決算(予算)額	(千円)	3,111	2,930	4,516	4,516
財 源 内 訳	使用料・手数料等	(千円)	0	0	0
	国・府支出金	(千円)	0	0	0
	地方債	(千円)	0	0	0
	一般財源	(千円)	3,111	2,930	4,516
職員従事時間	(人)		0.18		
人件費 ※	(千円)		1,145		
トータルコスト ※	(千円)		4,075		

※人件費は、職員の給与・諸手当・共済などから、一定の基準に基づき算定したおおよその額です。
 ※人件費およびトータルコストは、あくまでも参考値です。

【公共性の評価】

- (1) 行政の守備範囲（民間や市以外の機関等が実施すべき事業ではなかったか）
 法令等により定められた事業 市が実施すべき事業 行政内部の事業
 民間等での実施は見込めない 民間等での実施も可能

説明：公的な福祉サービス（公助）として実施すべき事業

- (2) 事業選定の妥当性（事業の目的や意図が政策や施策の目指す方向にあっているか）
 施策等の実現に向けた事業 施策等の方向とマッチしていない

説明：高齢者の自立した在宅生活の実現に向けた事業

- (3) 対象の妥当性（事業の本質から考えて的を得た対象を定めているか）
 本質に沿った対象である 的を得た対象となっていない

説明：要支援高齢者を対象としており妥当である

【有効性の評価】

- (4) 課題解決への有効度（目的の達成や、課題解決のために有効的な事業か）
 かなり有効的 当初の予想どおり 予想しても有効的でなかった

説明：高齢者の自立した在宅生活を支援するため有効的な事業

- (5) 施策実現に対する有効度（総合計画の施策実現に対して有効的な事業か）
 かなり有効的 当初の予想どおり 想定よりも有効的でなかった

説明：高齢者が安心して暮らせるまちづくりの実現に向け有効的な事業

- (6) 成果向上の余地（施策実現に向け更なる成果向上の余地はあるか）
 大きい 小さい 無い

説明：超高齢社会を向かえニーズは高まっている、効果向上の余地はある

- (7) 類似事業との統合・再編・連携の余地（他の類似事業と統合や連携ができないか）
 統合や連携等の検討可能 統合や連携はできない 類似事業がない

説明：介護保険以外のサービスとしては類似事業がない

新たに生じた課題・解決できなかった課題等

改革案（いつ、どのような改革を、どのような手段で行うのか）

【緊急性の評価】

- (8) 課題解決への緊急度（なぜ早期に実施しなければならなかったか）
 法令等により期限がある 他事業よりも効果が大い 早期の取り組みが必要
 他事業よりも優先度が高い 市民の生命・財産を守るため 緊急性は低い

説明：高齢者の日常的な生活課題の解決のため、緊急性がある

【効率性の評価】

- (9) コスト削減の余地（事業内容、職員労力、仕事の進め方などから）
 削減の余地あり 削減の余地なし

説明：事業精査を行っているコスト削減は難しい

- (10) 受益者負担の適正（社会状況等から受益者の負担は適正か）
 正当な受益者負担 見直す必要あり 負担を強いる事業ではない

説明：介護保険サービスに準じており受益者の負担は適正

【協働性の評価】

- (11) 市民との協働による事業実施（協働による実施を検討したか）
 協働事業には不向き 協働では実施していない 協働で行ったが主体は行政
 協働で行ったが住民主体は一部 市民等が主体となって実施

説明：事業の性質上（個人情報保護）協働には不向き

- (12) 協働事業としての推進の余地（今後、協働による推進できる余地はないか）
 余地あり 余地なし

説明：事業の性質上（個人情報保護）協働の余地無し

所 属 長 総 括 評 価

自立して生活する在宅高齢者の要介護状態への進行を防止し、自立した生活の継続を可能にするので、今後も必用な事業である。一人暮らしや高齢者のみの世帯などが安定した在宅生活を送る上でも続ける必要がある。

※事務局使用欄

一次評価	継続（現状維持）	要援助者の自立が進むよう気遣いながら、事業を推進していただきたい。
二次評価	継続（現状維持）	居宅での生活支援事業として必要な事業である。今後の展開として、国の施策など施設から居宅への移行の方向であり、高齢化社会に向けて、より一層、居宅での生活支援については内容を検証しながら、地域で支えあう支援と合わせて、充実させていく必要がある。